

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**令和4年2月 25 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100470 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100077 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年6月9日の標準賞与額を44万9,000円、平成30年7月10日の標準賞与額を40万8,000円に訂正することが必要である。

平成29年6月9日及び平成30年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年6月9日及び平成30年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成29年6月9日  
② 平成30年7月10日

請求期間①及び②においてA社に勤務し賞与の支給を受けていたにも関わらず、各請求期間に係る賞与の記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②については、支給及び控除資料（金融機関から提出された請求者の取引明細表、B市から提出された平成30年度及び令和元年度に係る「賦課資料（所得照会等）についての回答書」並びに当該期間に係る同僚の賞与支払明細書をいう。以下同じ。）、当該期間に係る同僚のオンライン記録及び事業主の陳述により、請求者は平成29年6月9日及び平成30年7月10日にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、支給及び控除資料により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は44万9,000円、請求期間②は40万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年6月9日及び平成30年7月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料に

ついて納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。